

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和3年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄付を受け、又は支出することができない団体となったので、同条第3項の規定に基づき公表する。

令和3年4月1日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当山尚幸

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
おきなわひの丸	徳門正尚	徳門光子	うるま市勝連平安名1199番地